

3 激甚災害指定、災害救助法適用の状況

(1) 激甚災害の指定状況（内閣府防災担当）

ア 激甚災害指定

令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(令和5年8月30日政令第264号)

イ 局地激甚災害指定（県内）

指定なし

※ ア、イとも内閣府防災担当によるものであるため、必ずしも本県における災害の名称、発生期間と一致するとは限らない。

激甚災害（本激）と局地激甚災害（特定地域に係る激甚災害）（いわゆる局激）の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位で災害を指定します。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用されます。

(2) 災害救助法の適用

「令和5年7月7日からの大雨に係る災害」（令和5年梅雨前線豪雨等）

久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、筑前町、東峰村、
広川町、添田町（10市町村）